

日本農業気象学会関東甲信越支部規約

昭和28年	6月 6日制定	平成 2年 1月26日一部改正
昭和33年	2月14日一部改正	平成 6年11月25日一部改正
昭和43年	2月 日一部改正	平成17年12月 2日一部改正
昭和46年	5月 日一部改正	平成23年12月 9日一部改正
昭和47年	5月26日一部改正	令和 元年11月22日一部改正
昭和48年	9月28日一部改正	
昭和50年	1月30日一部改正	
昭和52年	1月30日一部改正	
昭和57年	1月29日一部改正	
昭和62年	1月21日一部改正	

- 第1条 名称
本支部は日本農業気象学会関東甲信越支部と称する。
- 第2条 事務所
本支部事務所は支部長の指定するところにおく。
- 第3条 目的
本支部は日本農業気象学会の目的達成に必要な地域的活動を行う。
- 第4条 事業
本支部は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
事業年度は4月から3月までとする。
1. 支部総会は年1回開催する。
2. 支部例会は年1回以上行うことを原則とする。
3. 研究部会活動を行う。
4. その他目的達成に必要と認める事業を行う。
- 第5条 支部会員及び会友
1. 日本農業気象学会の会員のうち下記の区域内に居住し、又は勤務するものを支部会員とする。
東京、神奈川、千葉、埼玉、茨城、栃木、群馬、山梨、長野、新潟
2. 前項の他、支部の趣旨に賛同するものは、個人として入会する普通会友または団体として入会する賛助会友となることができる。
- 第6条 支部会費
支部を維持運営するために、会友が納入すべき会費は年額それぞれつぎのとおりとする。
1. 普通会友1人1,000円
2. 賛助会友1口5,000円、1口以上
- 第7条 支部役員
1. 支部に次の役員をおく。支部長1名、理事10名以内、会計監査2名
2. 支部長および理事は、正会員、シルバー会員および学生・ポスドク会員の選挙によって、正会員の中から選出する。
3. 会計監査は理事会の議をへて支部長が委嘱する。
4. 支部長の任期は日本農業気象学会会則に従う。支部長以外の役員の任期は2事業年度とし、支部長ならびに理事は原則として連続2期を越えないことにする。
5. 役員に欠員が生じた場合または特別な事由が生じた場合、第7条2項にかかわらず、理事会の承認を得て、支部長が役員を任命することができる。
- 第8条 本規約の改定は総会決議による。